

参 考 資 料 〈5〉

1. CE設備移設時の取扱いについて
2. 指定設備について
3. 軽微変更届について
4. 特定変更工事について
5. 予備品の保有について
6. 廃止届について

[参考資料 5-1 : C E 設備移設時の取扱いについて]

昭和 39 年 1 月 18 日以降に製造された C E に適用する。

貯槽の種類 移設の事例		特定設備検査 に合格した C E	完成前検査又は認定試験者試験に 合格した C E	
			以前製造許可又は 特定消費であった C E	左記以外の C E
移設前	移設後			
製造許可	製造許可	K H K	K H K	
	貯蔵許可	K H K	K H K	
	届	※	※	
貯蔵許可	製造許可	県	県	県
	貯蔵許可	県	県	県
	届	※	※	※
届	製造許可	県		県
	貯蔵許可	県		県
	届	※		※

K H K …… 高圧ガス保安協会の移設性能検査を受検する。

県 …… 高圧ガス保安協会の移設性能検査に準じた検査を県知事が実施する。

※ …… メーカー又は、メンテナンス会社の自主検査を受ける。

[参考資料 5-2 : 指定設備について]

窒素を製造するため液化空気を製造するユニット式設備で大臣が定めるもの（政令告示第 6 条関係）。

この指定設備のみを設置する者は処理能力が 300Nm³/日以上の場合でも、第 2 種製造者として取扱う。

また、第 1 種製造者の事業所内に指定設備が存在する場合は、指定設備については完成検査、保安検査、保安係員の選任の義務がない。

[参考資料5-3：軽微変更届について]

第1種製造者の変更の工事で軽微変更となる工事は一般則第15条で次のとおり定められている。

- 高圧ガス設備の取替えであって大臣認定品等の場合
- ガス設備の変更
- ガス設備以外の変更
- 製造設備の機能に支障のない撤去の工事

例えば、認定品であるバルブ、安全弁の取替えは軽微変更の手続きを行う。変更許可の対象ではない。

また、第1種貯蔵所の軽微変更工事の内容は、一般則第28条で定められており、その内容については上記と同様である。

なお、第1種製造者が単独非連結の100Nm³/日（不活性ガス又は空気では300 Nm³/日）未満の施設を増設する場合に、その行政手続きとして変更許可申請を選択（「第1章1-2」の処理能力の合算の取扱いを参照）した場合には、完成検査は不要（ただし、耐震設計構造物に係るものを除く。一般則第33条第2号他。）となり、その後に行う当該設備の変更（変更後の処理量が100Nm³/日（不活性ガス又は空気では300 Nm³/日）未満の変更に限り、かつ、耐震設計構造物に係るものを除く。）の工事は、軽微変更となる。

[参考資料 5-4：特定変更工事について]

第1種製造者の変更許可申請後の完成検査が必要な工事を特定変更工事という。

逆に完成検査の不要な工事は一般則第33条で次のとおり定められている。

- 耐震設計構造物を除くガス設備（大臣認定品、特定設備の取替えに限る。）の取替えの工事等であって、処理能力の変更が20%以内の範囲の場合
- 処理能力100Nm³/日（第一種ガスでは300 Nm³/日）未満の施設の追加の変更工事（耐震設計構造物に係るものを除く。）

なお、第1種貯蔵所も同様に完成検査の不要な工事が次のとおり定められている。

- 耐震設計構造物を除くガス設備（大臣認定品、特定設備の取替えに限る。）の取替えの工事等であって、貯蔵能力の変更が20%以内の範囲の場合

[参考資料 5-5：予備品の保有について]

安全弁等の予備品を保有しようとする場合は、認定品であっても変更許可申請が必要である。この場合、新たに保有した安全弁も設備台帳で管理し、定期自主検査の対象として保守管理するとともに、保安検査受検対象施設に係る予備品にあっては保安検査を受検しなければならない。

[参考資料 5-6：廃止届について]

第一種製造者が複数の製造施設を有する場合で、独立した1の製造施設のみ撤去する工

事の場合は、軽微変更届となり、廃止手続きではない。第1種製造者がすべての製造施設を撤去等する場合は廃止届となる。